女性活躍推進法に関する情報公開

令和4年7月8日施行、女性活躍推進法に関する制度改正に基づき、情報公開いたします。

【対象期間: 令和5年度(2023年4月1日~2024年3月31日)】

1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

① 労働者に占める女性労働者の割合

区分	人数(割合)	割合
全従業員	311 名	100%
男性社員	282 名	90.6%
女性社員	29 名	9.4%

·対象期間: 2024 年 3 月 31 日時点で算出

② 男女の賃金の差異

男女の賃金の差異 区分 (男性の賃金に対する女性の賃金の	
全従業員	64.8%
正社員	72.5%
パート・有期社員	108.2%

・対象期間 : 令和5年度(2022.4.1~・正 社 員 : 社外への出向者を除く : 令和 5 年度 (2022.4.1~2023.3.31)

・パート・有期社員:契約社員、パート社員が該当 : 通勤手当、出張日当等を除く

2 職業生活と家庭生活との両立

① 男女の平均継続勤務年数の差異

区分	平均勤続年数
全従業員	14 年 6 カ月
男性社員	14 年 10 カ月
女性社員	10 年 8 ヶ月

·対象期間: 2024年3月31日時点で算出

掲載日:2024年6月30日

管 轄:管理本部 総務課